

## 業績概要(事業の概況)

### 2020年度の業績について

2020年度は、「人類始まって以来の大危機」と捉えた新型コロナウイルスの終息に向けた戦いに、「エッセンシャルワーカー」の一員として積極的に取り組みました。

具体的には、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から訪問による営業活動が制限される中、コロナウイルスの影響を受けておられる事業者や個人のお客様からのあらゆる悩みをお聞きするとともに、事業形態や生活様式の変化に対応するための資金繰り支援や本業支援に最優先で取り組みました。

その結果、預金・貸出金とも順調に業容の拡大が図れ、目標および前年度実績を上回る利益を確保することができました。

### 但陽信用金庫と地域の絆

当金庫は、大正15年に但馬(朝来市生野町)にて創業。山陽地域にご縁を拡げ、昭和63年5月、東播磨の加古川市に本店を移転。南但馬を含めた兵庫県中南部を事業区域に、地域の中小企業者や住民による会員組織の金融機関として、相互扶助による「地域の発展」「豊かな暮らしの実現」を共通の理念としています。

地域のお客様からお預かりした大切な預金は、地域で資金を必要とされるお客様にご利用いただき、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融サービス機能の提供にとどまらず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標でもある「地域創生」への参画や文化・環境・福祉・教育・観光といった面も視野に、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



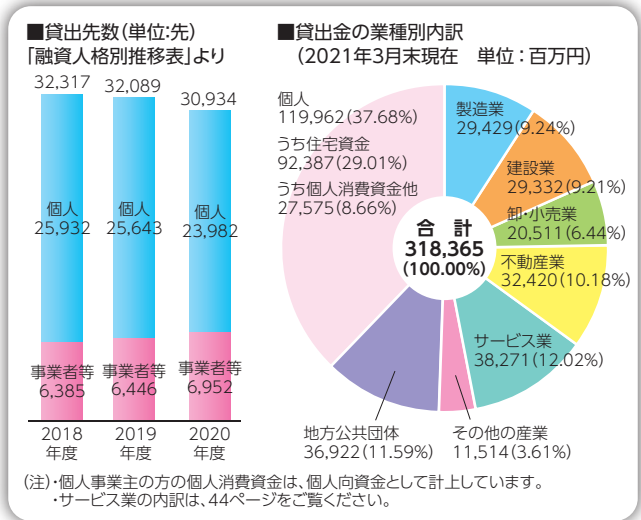
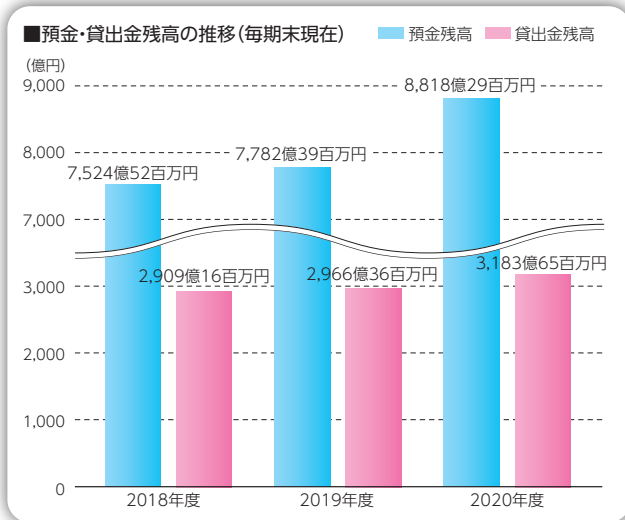
### サービス網について

2020年7月3日(金)に「マルアイ六分一出張所」を新設いたしました。2021年6月末現在で、34店舗74出張所のサービス網となっています。



マルアイ六分一出張所  
(営業時間)  
平日 8:00~21:00  
土・日・祝 8:00~21:00

## 預金・貸出金について



### 【預金について】

預金については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から訪問活動自粛の期間を設けた一方で、このような時こそ「よろず相談所」を実践すべく、DMや電話を併用してあらゆる相談をお聞きする取組みに努めました。

その結果、特別定額給付金や補助金の振込み、また新型コロナウイルス関連融資実行金の歩留まりから、期末残高は、8,818億円(前期比1,035億円、13.31%増)となり、科目別では、普通預金が976億円、人格別では、個人預金が778億円それぞれ増加しました。

### 【貸出金について】

貸出金については、新型コロナウイルスの影響を受けておられる事業所・個人のお客様への資金繰り支援を最優先に取り組みました。

また、お取引先事業者一先一先の状況を確認しながら、本業支援や経営改善支援に取り組みました。

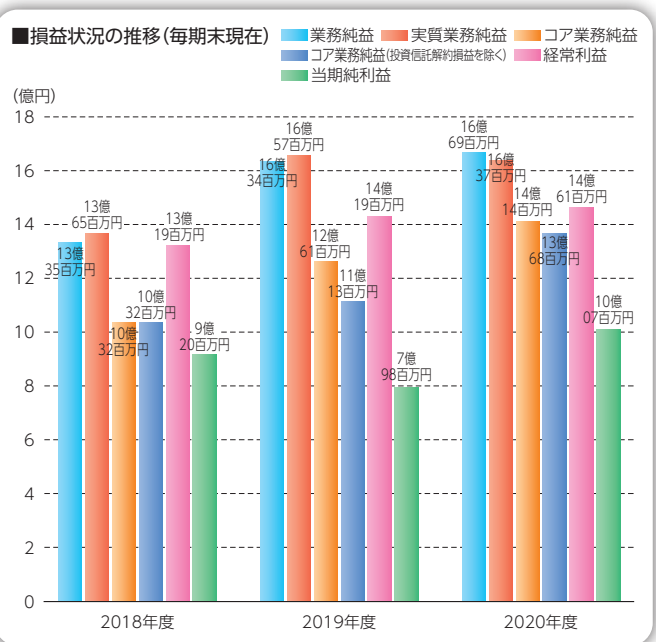
その結果、期末残高は、3,183億円(前期比217億円、7.32%増)となり、事業性融資が243億円、地元地公体向け融資が5億円、それぞれ増加しましたが、訪問活動の自粛等により、個人向け融資は32億円減少しました。

## 損益について

損益については、新型コロナウイルス感染症の影響で経済が低迷し日本銀行の金融緩和政策が継続する厳しい金融環境の中、低金利の支援に取り組んだコロナ関連融資実行により貸出金利息収入は前期比減少となりましたが、的確なリスク管理の下、リスクをとった有価証券運用に取り組み、資金利益は81億72百万円(前期比76百万円、0.94%増)となりました。**業務純益**は、債券売買益2億22百万円(同△1億73百万円、△43.69%減)を確保したことや人件費・物件費ともに削減が図れたことから、16億69百万円(同34百万円、2.08%増)、**実質業務純益**は、16億37百万円(同△20百万円、△1.22%減)となりました。また、**コア業務純益**は、14億14百万円(同1億52百万円、12.10%増)、**コア業務純益(投資信託解約損益を除く)**も、13億68百万円(同2億54百万円、22.89%増)となりました。

**経常利益**は、株式運用益を確保できたことや貸倒引当金や貸出金償却を抑えられたことから、前期を上回る14億61百万円(同42百万円、2.99%増)を確保することができました。

**当期純利益**は、固定資産の処分損等で特別損失31百万円を計上したものの、前期を上回る10億7百万円(同2億8百万円、26.06%増)を計上しました。



### ワンポイントメモ

- ・ **業務純益**：業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)。貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
- ・ **実質業務純益**：実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額。実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
- ・ **コア業務純益**：コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益。国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券償却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
- ・ **コア業務純益(投資信託解約損益を除く)**：コア業務純益から投資信託解約損益(有価証券利息配当金に含まれるもの)を差し引いたものです。
- ・ **経常利益**：経常利益＝(業務収益＋臨時収益)－(業務費用＋臨時費用)
- ・ **当期純利益**：経常利益に特別利益・特別損失を加減し、法人税等を控除した最終利益

## 自己資本比率について

### 〈国内基準行向けバーゼルⅢにおける自己資本比率の算式〉

当金庫の2021年3月期の自己資本比率

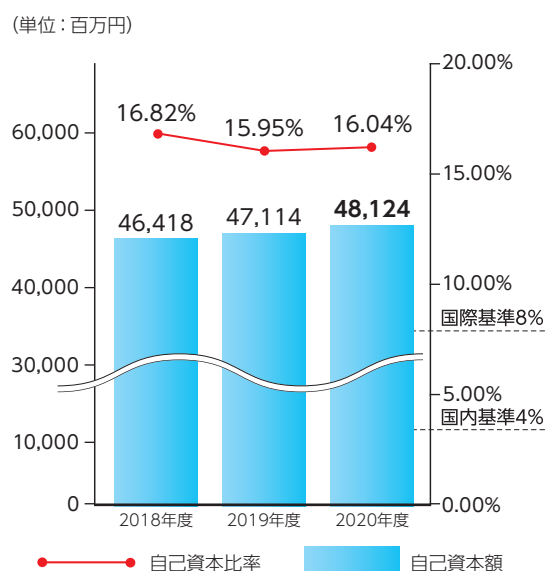
$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額} \mathbf{48,302\text{百万円}} - \text{コア資本に係る調整項目の額} \mathbf{178\text{百万円}})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} \mathbf{283,933\text{百万円}} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \div 8\% \mathbf{15,927\text{百万円}}} \times 100 = \mathbf{16.04\%}$$

自己資本比率は、「リスクを有する資産(リスク・アセット等)」に対する「自己資本額」の比率であり、金融機関経営の健全性、安全性を示す重要な指標の一つです。

2020年度は、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けられたお取引先への支援を最優先に取り組み、業容拡大を図るとともに、低金利環境下での収益確保に努めました。

その結果、2020年度の自己資本比率は、自己資本の増加率がリスクアセットの増加率を上回り、前期比0.09ポイント増加の16.04%と、国内基準4%を大幅に上回る水準を保っています。

引き続き、経営の重要課題であるリスク管理に留意し健全性・安全性の確保に努めつつ、地域金融機関として地元の皆様の資金繰り支援に積極的に取り組んでまいります。



## リスク管理債権の状況

金融機関は、取引先への貸出(融資)を基本業務として行います。その貸出金の返済や利払いが、取引先の事情によって滞ったり回収できなくなる場合があります。そうした「破綻先債権」や「延滞債権」等は、金融機関が決算処理を行う際には、リスク管理債権として取り扱い、税法及び企業会計基準に基づき適正な決算処理を行うことになっています。

当金庫は、リスク管理債権の未保全部分については日本公認会計士協会の「貸倒引当金に関する実務指針」に基づいて限度額いっぱいまで十分な引当をしており、かつ、2021年3月期の純資産は546億32百万円(評価差額金等含む)となっており、備えは万全です。引き続きこの健全性を維持するため努力してまいります。

[リスク管理債権の引当・保全状況]

(単位：百万円、%)

区分		残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C) / A
破綻先債権	2019年度	68	32	36	100.00
	2020年度	31	19	12	100.00
延滞債権	2019年度	4,992	2,826	1,608	88.83
	2020年度	4,733	2,748	1,666	93.26
3ヵ月以上延滞債権	2019年度	6	-	0	3.72
	2020年度	98	70	1	72.99
貸出条件緩和債権	2019年度	326	158	12	52.05
	2020年度	207	55	3	28.46
合計	2019年度	5,394	3,017	1,656	86.64
	2020年度	5,071	2,894	1,683	90.26

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含めています。

(注記)

1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
  - ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
  - ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
  - ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
  - ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
  - ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
  - ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

## 金融再生法開示債権の状況

[金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況]

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b) / (a)	引当率(d) / (a-c)
金融再生法上の不良債権	2019年度	5,531	4,810	3,060	1,750	86.97	70.84
	2020年度	5,189	4,696	2,930	1,765	90.49	78.15
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	2019年度	1,013	1,013	591	422	100.00	100.00
	2020年度	811	811	486	325	100.00	100.00
危険債権	2019年度	4,184	3,627	2,311	1,316	86.68	70.24
	2020年度	4,072	3,753	2,317	1,435	92.17	81.82
要管理債権	2019年度	333	170	158	12	51.13	7.07
	2020年度	306	131	126	4	42.86	2.72
正 常 債 権	2019年度	292,316					
	2020年度	314,054					
合 計	2019年度	297,847					
	2020年度	319,244					

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含めています。

(注記)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■金融再生法上の不良債権比率と残高推移

(単位：百万円)

